



り災証明書発行の迅速化に向けた取組

～ 川尻地区における被災者への り災証明書の取得支援 ～

断水が続く川尻市民センター管内で浸水の被害が大きかった地域の被災者の方の中には、今なお、「り災証明書」等の申請をされていない方がいるため、市職員が現地訪問及び調査を実施し、再建の第一歩につながる「り災証明書」と「り災届出証明書」の取得支援を行います。

1 実施日時

7月22日(日) 9時～17時

2 対象地域

川尻地区のうち、河川(光明寺川)の氾濫により一帯が浸水被害を受けた川尻町西1丁目・川尻町西2丁目・川尻町東3丁目の一部

3 実施内容

対象地域において、申請があった家屋の調査に併せ、「り災証明書」と「り災届出証明書」の交付申請をされていない方のご自宅を一軒一軒、戸別に訪問し、当該申請書の提出を受け付けます。

あわせて、当該調査員が、その場で直ちに調査を実施することにより、判定及び証明書発行の迅速化に努めます。